



令和4年6月13日

日本税理士会連合会  
会長 神津 信一 殿



全国青年税理士連盟  
会長 亀川 貴之  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8  
代々木第10下田ビル 7F  
電話 03-3354-4162



## 税理士法についての意見書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、本年3月22日の参議院本会議において税理士法の改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が可決・成立したところです。

今回の改正では、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった税理士を取り巻く状況の変化に対応するものが中心となっております。

しかしながら当連盟では、税理士制度がより一層納税者から信頼され、社会の期待に応え得る制度となるように以下の項目の改正が不可欠であると考え議論を重ねました。その検討結果を取り纏めましたので、ここに意見書を提出いたします。

### 1. 税理士法第1条に「納税者の権利擁護」の文言を明記すべきである。

#### 【意見】

税理士法第1条（税理士の使命）に「納税者の権利擁護」の文言を明記すべきである。

#### 【理由】

税理士法において、税理士の社会的存在意義や国民納税者にとって税理士が担う役割を表現する最も重要な条文は、法第1条の「税理士の使命」であることは言うまでもない。税理士は、憲法第84条の租税法律主義に基づき、納税者の租税法上の正当な権利を擁護し、申告納税制度の理念にそって、納税義務の適正な実現を図ることが、専門家たる

税理士の公共的使命であることは共通の認識とされている。しかしながら、税理士が納税者の租税法上の正当な権利を擁護する立場であることは、法第 1 条の本文中に明記されていない。

したがって、税理士の納税者の代理人としての立場を明確にするためにも「納税者の権利擁護」という文言を、使命に明記する必要がある、以下の法第 1 条を提案する。

#### ★青税版税理士法第 1 条

- 1 税理士は、納税者の権利を擁護し、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。
- 2 税理士は、前項の使命に基づき、税務に関する専門家として、申告納税制度の理念にそって、納税者の信頼にこたえとともに、租税に関する制度の改善に努力しなければならない。

### 2. 税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とすべきである。

#### 【意見】

税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とすることが当然であり、例外的な取り扱いを認めるべきでない。

#### 【理由】

社会・時代の要請により国民の權益を援助するため各種の業務を独占的に取扱う専門職国家資格は、通常、国民が納得できる厳しい公正な国家試験によって付与されるべきである。税理士試験は、税理士の社会公共的使命を達成するためのものであり、納税者の信頼に応えるための資質の検証を行うための制度として存立する。

弁護士や公認会計士、税理士は、独立した国家資格であり、それぞれに使命を有し、各国家試験においてそれぞれの資質の検証をしているのであり、一方の資格を有する者が、他方の資格試験に合格することもなく他方の資格を取得する制度は許容されるべきものではないことから、弁護士・公認会計士に当然に税理士資格を与えるべきではない。

### 3. 財務大臣の日税連・税理士会に対する総会決議取消権を廃止すべきである。

#### 【意見】

財務大臣の日税連・税理士会に対する総会決議取消権を廃止すべきである。

#### 【理由】

税理士は、租税に関して納税者の租税法上の権利を擁護すべき使命と、納税者の代理人

として納税義務の適正な実現を図るべき責務を有する。

よって、税理士が「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において（法第1条）」その職務を遂行するには、自由職業専門家の団体である税理士会は、自主性・独立性を保有し、税務官公署とは常に対等の立場にあらなければならない。

しかし、現行法において、本来は行政庁から独立した立場にあらねばならない税理士会が国家の監督下に置かれているような規定が存置されていることは、上記の使命や責務を達成すべき税理士制度の本質を歪め、国民に対してあたかも行政庁の下部機関・協力機関と認知されてしまうおそれがある。

従って、国民に対してより一層の「信頼と安心」を与える税理士制度とすべく、財務大臣による税理士会及び日本税理士会連合会の総会決議取消権を廃止すべきである。

#### 4. 税理士法人の社員税理士の無限連帯責任を見直すべきである。

##### 【意見】

税理士法人の社員税理士の無限連帯責任を見直すべきである。

##### 【理由】

平成13年税理士法改正で、近年の複雑かつ高度なニーズに対応し、継続的かつ安定的に業務を提供することを目指し、税理士法人制度が設けられ、納税者が業務の提供を受けるにあたっての選択の幅が広がられている。

しかし、設立されている税理士法人に新たに加入した社員税理士は、その加入前に生じた税理士法人の債務について責任を負うことになるという問題があることから社員税理士の無限連帯責任については見直すべきである。